

# 坂井市子ども・子育て会議の役割

各市町村では、平成 27 年度の子ども・子育て支援新制度施行にあわせて、子ども・子育て支援事業計画の策定を行い、それに伴い子ども・子育て会議を設置しています。

(※子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号) 第 77 条第 1 項、第 2 項(市町村等における合議制の機関)に規定されています。)

**坂井市子ども・子育て会議では、委員の皆様に必要な役割を担っていただきます。**

- 教育・保育施設や、地域型保育事業の利用定員を定めるための意見を述べること。
- 子ども・子育て支援事業計画の策定や、変更についての意見を述べること。
- 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議すること。

例えば…

- 潜在的なものを含め、教育・保育・子育て支援のニーズが適切に把握されているか(過剰に見積もっていないか、不足していないか。)
- 教育・保育施設等の施設・事業のバランスや、教育・保育の提供体制のあり方・目標が妥当であるか
- ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業が、計画の中に盛り込まれているか



本市では、平成 27 年度から令和元年度までを期間とする坂井市子ども・子育て支援事業計画に沿って事業を実施し、子ども・子育て会議を通じて児童福祉・教育双方の観点を持った方々の参画を得て、計画の進捗状況の点検・評価や改善・見直し等を行ってきました。

これを受け、令和元年度末には、令和 2 年度から 6 年度までを期間とする「第 2 期坂井市子ども・子育て支援事業計画」を策定しており、現在、各所管において、「子どもが笑顔で育つまち」「家庭が笑顔で育つまち」「地域が笑顔で育つまち」の 3 つの視点に立ちながら、合計 138 の事業に取り組んでいます。